

新潟県立新潟江南高等学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月 1 日 制定

平成 31 年 3 月 31 日 改訂

令和 4 年 1 月 24 日 改訂

1 基本理念

本校では、全ての教職員が、「いじめはどの子にも、どの学校においても起こり得る」という前提に立ち、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

いじめ等の防止対策は、いじめ対策委員会が担当するとともに、いじめ対策推進教員を配置し、保護者・地域・関係機関とも連携しながら、いじめの起こらない学校づくりに向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行います。

いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。特に、重大事態が発生した場合には、県教育委員会と連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

また、「いじめ類似行為」についても、「本人の被害感」を重視し、たとえ傷つける意図がなくても、相手が辛い気持ちになった場合は「いじめの可能性がある」として対応します。

本基本方針には、「新潟県立新潟江南高等学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めます。

2 いじめの定義等について

○ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第 2 条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○ いじめ類似行為の定義（新潟県いじめ等の対策に関する条例第 2 条 2 項）

この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知った時に心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

○ 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第 28 条）

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

3 組織的な対応に向けて

- いじめ対策委員会は、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。
- いじめ対策推進教員を中心に、いじめ等諸課題に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的な対応力の向上を図ります。
- いじめ対策委員会の構成メンバーにスクールカウンセラーを加えるとともに事案に応じてスクールロイヤー、警察等の専門家を招集し、連携を図りながら対応します。
- いじめた側、いじめられた側双方の保護者と連携し、双方の生徒への見守り体制を強化します。
- いじめの解決に向けて長期的な見守り（少なくとも3か月）を行い、定期的な面談等の対応を行います。

4 いじめの未然防止に向けて

- 生徒一人ひとりに対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることを通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践します。
- 生徒一人ひとりが、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう、「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるとともに、常に「分かる授業」を行うことにより、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、いじめは絶対許されない行為であることを念頭に細心の注意を払いながら指導します。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

5 いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人ひとりが強く認識します。
- 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の普段と違った行動の変化を見逃さないようにします。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

6 いじめの早期解決に向けて

- いじめられている生徒を徹底的に守り通します。
- いじめられている生徒やその生徒の保護者の立場に立って対応します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせることで解決したと安易に思い込むことなく、組織的かつ継続的に対応します。
- いじめている生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに、行為に至った背景や心情を踏まえた上で反省させ、二度といじめることのないように学校組織としてしっかり指導します。また、保護者の協力を得ながら、当該生徒が抱える問題とその心に寄り添いながら、継続して丁寧な指導します。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向けて取り組むようにします。
- いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題としてとらえさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- いじめを認知した生徒がそのことを安心して伝えられる環境づくりに取り組み、伝えた生徒への見守りを行います。
- 解決した後も、いじめられた生徒、いじめた生徒の双方を継続的に指導・援助し（少なくとも3か月）、関係生徒について全職員が情報を共有するとともに、組織的な見守りをおして、良好な人間関係の構築に努めます。